

【翻刻】※読解の便宜上のため、返り点を付けました。
(表紙)

「文政十三寅年閏三月 川中氏
写し之置
御私領渡差障有無書上帳

河内国河内郡 喜里川村

三-〇(13頁~)

延宝七己未年、本田兵部少輔様御検地、御民図帳有之候所、先々庄屋紛失仕候由申伝、当時二而者写帳面用ひ来り候、当村之分郷無御座候、

一、村高式百四拾九石六斗六升四合 河内国河内郡 喜里川村
道法 江戸迄凡百三十里
京都迄 十三里
大坂迄 三里半

三-八(18頁~)

二、当村御私領渡二成并分郷二相成候而も差障無御座候哉、又者何々之差支有之、御私領渡分郷二相成候而も差支候と歟、尤前々御私領渡分郷二相成候有無御尋二御座候、乍恐左ニ奉申上候、

当村之儀、五條村、客坊村三ヶ村入組之村方二而、往古者御民図帳巻冊惣名五條村と申候所、寛文二壬寅年御知行付渡二相成、其節辻名ヲ以村名といたし三ヶ村ニ相分り申候、依之右三ヶ村、田畑入組ニ而御座候、
右三ヶ村入組高

一、高三百貳拾三石式斗七升 彦坂九兵衛様御知行所
五条村

一、高百石 当御支配所
客坊村

一、高百石式斗四升九合 狩野探信様御知行所
同村分郷

一、高式百壹石壹升六合 当御支配所
喜里川村

但シ当村先年右之通ニ御座候所、其後延宝年中本田兵部少輔様六尺竿ニ而御検地被遊、當時新検高式百四拾九石六斗六升四合ニ御座候、前書奉申上候通、右三ヶ村往古一村ニ而御座候二付、何様之儀も一手ニ而取斗計罷在候所、前書之通三ヶ村ニ相分レ、依之御田地諸普請者不レ及申、川さらへ用悪水樋手入、或者溜池水出之儀も三ヶ村立会、

香割ヲ以夫々田面江引入申候、尤右水出之節者村々勝手之儀取図計候儀も難計、依之溜池樋三ヶ所御座候處、樋毎々昼夜立会番ヲ付、其外香番或者田面入水指図人足等、右同様立会指出、一村人足壹人ニ而相濟候儀も四人ツ、不指出候得而者難成候様相成、且又右ニ順シ何事ニよらす立会之上ならてハ難取計、依之人足賃等其外諸相談之雑用等自然と多ク相掛り、

往古一村之節とハ段々村柄も相衰 百姓共困窮 弥増ニ相成申候、自然此上分郷等ニ被仰付候而者、猶以百姓共立行兼候儀も可有之哉ト乍恐愚察仕候、尤御私領渡之儀別段差支り儀無御座候得共、乍恐いつく迄も御料所ニ被レ為ニ仰付一度奉願上候、

一、年柄ニ寄水損仕候と歟早損仕候と歟御尋御座候、此段当村領内之儀、三分通恩智川縁り地びくし場所ニ而水損仕候、尤七分通山手岸高之御田地ニ而早損場ニ御座候、

一、前々方御米津出し之儀、水走村領先恩智川岸迄道法廿町人馬ニ而持出シ、夫方大坂京橋迄川路三里余積下シ、夫方大坂安路川迄壹里半計廻し元船へ積、江戸迄海上凡式百五拾里積廻り申候、

三-ホ(22頁~)

【読み下し】※カッコ()は補足説明です。
(表紙)

「文政十三寅年(一八三〇)閏三月 川中氏
これを写し置く
御私領渡差障有無書上帳

河内国河内郡 喜里川村

延宝七己未年(一六七九)、本田兵部少輔(膳所藩主本多康将)様御検地、御民図帳(水帳ニ檢地帳)これあり候ところ、先々庄屋紛失仕り候よし申し伝え、当時にては写し帳面用い来たり候、当村之分郷ござなく候、

一、村高式百四拾九石六斗六升四合 河内国河内郡 喜里川村
道のり 江戸迄およそ百三十里
京都迄 十三里
大坂迄 三里半

一、当村御私領渡しになり、ならびに分郷に相成候ても差し障り御座なく候、又は何々の差支えこれある御私領渡し分郷に相成り候ても差支え候とか、もつとも前々御私領渡し分郷に相成り候有無御尋ねに御座候、恐れながら左に申上げ奉り候、

当村の儀、五條村、客坊村三ヶ村入組の村方にて、往古は御民図帳巻冊、惣名五條村と申し候ところ、寛文二壬寅年(一七九〇)御知行付け渡しに相成り、その節、辻名をもつて村名といたし、三ヶ村に相分り申し候、これより右三ヶ村田畑入組にて御座候、
右三ヶ村入組高

一、高三百貳拾三石式斗七升 (大坂町奉行)彦坂九兵衛様御知行所
五条村

一、高百石 当(代官 小堀主税)御支配所
客坊村

一、高百石式斗四升九合 狩野探信様御知行所
同村(客坊村)分郷

一、高式百壹石壹升六合 当(代官 小堀主税)御支配所
喜里川村

但し、当村先年右の通りに御座候ところ、その後延宝年中、本田兵部少輔様六尺竿にて御検地あそばされ、当時、新検高式百四拾九石六斗六升四合に御座候、

前書に申し上げ奉り候通り、右三ヶ村、往古一村にて御座候に付、何様の儀も一手にて取り計らい罷りあり候ところ、前書の通り三ヶ村に相分かれ、これより御田地諸普請は申すに及ばず、川さらへ用悪水樋手入れ、あるいは溜池水出しの儀も三ヶ村立ち会い、香割をもつてそれぞれ田面え引き入れ申し候、もつとも右水出しの節は、村々勝手之儀取り計らい候儀も計り難く、これより溜池樋三ヶ所に御座候ところ、樋毎々昼夜立ち会い番をつけ、そのほか、香番あるいは田面入水指図人足等、右同様立ち会い指出し、

一村人足壹人にて相濟まし候儀も四人づつ差し出さず候えてはなり難く候様相成り、且つ又、右に順じ、何事によらず立ち会いの上ならでは取り計らい難し、これより人足賃等そのほか諸相談の雑用等自然と多ク相掛り、往古一村の節とはだんだん村柄も相衰え、百姓共困窮弥増しに相なり申し候、自然この上分郷等に仰せ付けられ候いては、なおもつて百姓共立ち行きかね候儀もこれあるべく候と、恐れながら愚察仕り候、もつとも御私領渡し之儀、別段差障り(差支え)儀ござなく候えども、恐れながらいつい

つまでも御料所に仰せ付けさせられたく願ひ上げ奉りそうろう、一、年柄により水損仕り候とか早損仕り候とか御尋ね御座候、この段当村領内の儀、三分通(村の三割)恩智川縁り地びくし場所にてシ水損仕り候、もつとも七分通(村の七割)山手岸高の御田地

一、町場、市場、無御座候、
 一、高三四百石以上之高持百姓、無御座候、
 一、百姓耕作之外、男者山柴刈藁仕事諸堤破損繕ひ池川浚仕候、女者もめん仕業仕候、
 一、一躰土地柄七分通者山寄岸高之御田地二御座候、三分通者大躰平場二御座候、
 一、困窮之村方歟、又者至而困窮二無之哉、御尋二御座候、乍恐左二奉申上候、
 当村之儀水旱両難之不定地二而、其上私共村方者乍恐新検畝詰り之御田地二御座候二付、別而百姓共困窮仕罷在候、
 一、御蔵米当分上知、又者御用地二上り候村方二候哉、村方二無之哉、御尋二御座候、
 一、村惣作地、無御座候、
 一、御林並木、萱野、無御座候、
 明和九辰年御改出
 一、芝地四畝廿老歩
 此取米老升四合
 見取場
 一、百姓持林持山、無御座候、
 但シ入組領客坊村狩野探信様御知行所山御座、
 五条村、客坊村、当村三ヶ村入組出作所持仕候、
 一、新田願畝下等、無御座候、
 一、御普請所
 三ヶ村立会溜池式ヶ所
 三ヶ村立会用悪水樋三ヶ所
 一、米征大概歟、悪敷歟、御尋二御座候、
 此訊、当領内四分通程者米征至而悪敷、且六分通程者大躰二出来候二付、右之内情之撰立、大坂、式条、江戸御蔵詰仕候、尤年柄二寄大キニ善悪御座候、
 一、種籾代、夫食代、無御座候、
 一、御下穀米老斗三升式合五夕
 此初式斗六升四合
 一、米九斗六升五合
 悪水井路敷地年貢米、前々方御物成米之内二而被レ為二下置候、
 是者同郡豊浦村領内江、池之島村、四条村、五条村、客坊村、喜里川村、右五ヶ村悪水井路付申候、然ルニ右五ヶ村井路余り地之割合、当村分老斗五升老合御座候、此残り九斗六升四合者、毎年御物成米之内二而被レ為二下置候、都合老石老斗老升五合、豊浦村江相渡来り申候、
 一、検地帳二無レ之無反別無石盛等場所、并社除地等、一切無御座候、
 一、魚鳥獵稼、無御座候、
 一、他村組合相納候小物成、諸運上、無御座候、
 右書上候通、相違無御座候、以上
 文政十三寅年閏三月
 河内国河内郡
 庄屋 宗兵衛
 年寄 利兵衛
 百姓代 栄助
 小堀主税様
 御役所

にて早損場に御座候、
 一、前々より御米津出しの儀、水走村領先恩知川岸まで道のり廿町、人馬にて持ち出し、それより大坂京橋まで川路三里余積下し、それより大坂安治川まで老里半計廻し、元船へ積み、江戸まで海上およそ式百五拾里積廻り申し候、
 一、町場、市場、ござなく候、
 一、高三四百石以上の高持百姓、ござなく候、
 一、百姓耕作のほか、男は山柴刈、藁仕事、諸堤破損繕ひ、池川浚仕り候、女は木綿仕業仕り候、
 一、一躰土地柄七分通は山寄り岸高の御田地に御座候、三分通は大平場に御座候、
 一、困窮の村方か又はいたって困窮にこれなきや御尋ねに御座候、恐れながら左に申上げ奉り候、
 当村の儀、水旱両難の不定地にて、その上私共村方は恐れながら新検畝詰りの御田地に御座候に付、別して百姓共困窮仕り罷りあり候、
 一、御蔵米当分上知、又は御用地に上り候村方に候や村方にこれなきや御尋ねに御座候、
 一、村惣作地、ござなく候、
 一、御林並木、萱野、ござなく候、
 明和九辰年（一七七二）御改出
 一、芝地四畝廿老歩
 此取米老升四合
 見取場
 一、百姓持林持山、ござなく候、
 但し、入組領客坊村狩野探信様御知行所山御座、五条村、客坊村、当村三ヶ村入組出作所持仕り候、
 一、新田願畝下等、ござなく候、
 一、御普請所
 三ヶ村立会溜池式ヶ所
 三ヶ村立会用悪水樋三ヶ所
 一、米征（米の質）大概か悪しきか御尋ねに御座候、
 この訊、当領内四分通程は米性いたって悪しき、かつ六分通程は大体にでき候に付、右の内情撰立、大坂、二条、江戸御蔵詰仕り候、もつとも年柄により大きに善悪御座候、
 一、種籾代、夫食代、ござなく候、
 一、御下穀米老斗三升式合五夕（勺）
 この初式斗六升五合
 一、米九斗六升四合
 悪水井路敷地年貢米、前々より御物成米の内にて下し置かせられ候、
 これは同郡豊浦村領内へ、池之島村、四条村、五条村、客坊村、喜里川村、右五ヶ村井路余り地の割合、当村分老斗五升老合御座候、この残り九斗六升四合は、毎年御物成米の内にて下し置かせられ候、都合老石老斗老升五合、豊浦村へ相渡し来り申し候、
 一、検地帳にこれなき無反別、無石盛等場所、ならびに社除地等、一切ござなく候、
 一、魚鳥獵稼ぎ、ござなく候、
 一、他村組合相納め候小物成、諸運上、ござなく候、
 右書上げ候通り、相違ござなく候、以上
 文政十三寅年閏三月
 河内国河内郡
 庄屋 宗兵衛
 年寄 利兵衛
 百姓代 栄助
 小堀主税様
 御役所